

屋外広告物許可申請手数料

平成 2 1 年 4 月 1 日

	区分	単位	金額	許可期間
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積 1 平方メートル未満のもの	1 個	440 円	3 年以内
	面積 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満のもの	同	830 円	
	面積 2 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの	同	1,060 円	
	面積 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	同	2,130 円	
	面積 10 平方メートル以上のもの	同	3,100 円に 10 平方メートルを超える部分の面積が 5 平方メートル増すごとに 1,060 円を加算した額	
立看板および広告旗		同	250 円	6 月以内
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ。)		100 枚	420 円	2 月以内
はり札 (面積 0.15 平方メートル未満のもの)		1 枚	90 円	1 年以内
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1 件	420 円	1 年以内
アーチ広告物		1 個	4,170 円	3 年以内
広告幕		1 枚	420 円	2 月以内
アドバルーン		1 個	1,060 円	1 月以内
ぼんぼり		同	90 円	2 月以内

- 注 1 屋外広告物の表示および当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあつた場合は、これらを 1 件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。
- 2 屋外広告物の許可期間が 1 年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 3 はり紙の単位については、100 枚未満の端数があるときは、これを 100 枚として計算する。